

## ① 都市計画税について

「都市計画税は、都市計画事業や土地区画整理事業を行う市町村が、都市計画区域内にある土地や家屋に対して、その事業に必要となる費用に充てるために課する税金です。都市計画税を課税するかどうかは、それぞれの地域における都市計画事業等に応じて、市町村の自主的な判断に委ねられます。」と総務省が税の概要を示しております。本町においては、高田南土地区画整理事業、都市計画道路西高田線整備事業などの大型事業が間もなく完成を迎えることとなっております。そこで事業完了後の都市計画税についてどのように対応されるのか質問いたします。

(1) 本町における都市計画税はいつから始まったのか伺う。

(2) どのような目的で始まったのか伺う。

(3) 都市計画税の税率を固定資産評価額の0.3パーセントとしている根拠を伺う。

(4) 固定資産税納税者のうち、併せて都市計画税を課税されている人の割合はどれくらいか伺う。

(5) なぜ市街化区域内の土地建物を所有する人にだけ都市計画税を課税するのか伺う。

(6) 令和5年4月1日現在で都市計画税を課税している団体は、全国1,719市町村のうち642市町村で約37%となっている。県内21市町の状況が分かれば、お示し願いたい。

(7) 本町において現在取り組んでいる高田南土地区画整理事業、都市計画道路西高田線の大型事業が完了した後、地方税法第702条で示されている都市計画税の対象となる新たな都市計画事業の計画はあるのか伺う。

(8) 都市基盤施設整備の当初目的が果たされ、仮に新たな事業計画の予定がないとすれば、都市計画税は、過去の事業に充てられた公債の償還金への充当が主なものになると考えるが、本来の目的税としての活用にどのように整合するのか伺いたい。

(9) 令和5年度の決算によると、中尾城公園の維持補修工事、下水道事業会計への町からの負担金、過去に行った事業の資金調達のための公債の償還などに都市計画税から支出されていた。これらの支出は、全ての納税者が担うべき支出と考えるが、税負担の公平性から見て、妥当と考えるのか伺う。

(10) 都市計画税の対象となる大型事業が完了した後も、そのまま課税を続けるとするならば、その用途を明確に示し、あらためて関係町民へ説明し理解を求めることが重要と考えるが見解を伺う。

(11) 都市計画税については一般会計予算において歳入の額が示されているが、歳出については何に充当するかなど用途が明確にされていない。目的税という性質上、特別会計を作って対応するべきと考えるが見解を伺う。

(12) 最後になるが、都市計画税条例が昭和47年2月16日に制定され、その後課税が始まったと思うが、長い人では、50年以上納税を続け、本町の都市基盤整備に大きく貢献されているものと思っている。現在までの納税者に、長年の事業の協力に感謝を申し上げて、今後は「都市計画税の廃止」を目指すべきと思うが、見解を伺いたい。